

## 令和6年度介護報酬改定に関する意見について

令和5年9月27日  
地域共生ケア全国ネットワーク  
代表世話人 惣万 佳代子

### 1. 介護従事者の処遇改善について

経費の大部分を占めている人件費が、最低賃金の上昇に伴い経営を圧迫している。経営努力だけでは補えない状況に至っており、大幅な介護報酬の引き上げが急務だ。ただし、介護報酬を上げれば利用者負担額も増加することになり、要介護者の生活困窮、必要とされるサービスの利用控え等も考えられるため、介護従事者の賃金引上げに公費の投入をお願いする。特に担い手の少ないヘルパーを中心に、全産業平均差額7万円を埋めてもらいたい。

### 2. 共生型サービスの推進について

地域共生社会の実現のために、全国の小規模事業所へ共生型サービス事業の移行を後押しするような制度設計をお願いする。共生型サービス事業所は、赤ちゃんからお年寄りまで幅広く介護、障害福祉、保育等にかかわることができ、小規模という利点を活かし、制度だけでなく地域との協働や防災等まちづくりを実践してきた経緯がある。

また過疎化が進む山間部などではサービス事業所の撤退や事業縮小が相次いでいる。サービス格差を生まない為にも、多様なニーズを汲み取ることができる共生型サービス事業所の過疎地への推進を期待する。

### 3. 共生型小規模多機能型居宅介護における登録定員について

小規模多機能型居宅介護は月額包括報酬という特性から、通い定員以外に登録定員の定めがある。共生型小規模多機能居宅介護の登録定員は、共生型利用者を含める規定になっている。しかしながら、共生型利用者の計画作成は外付けであり、月額包括報酬ではないので、共生型利用者を登録定員に含める必要はないのではないか。また、登録定員に共生型利用者を含めることは、経営を圧迫し、共生型への移行へのハードルをあげている。

これは、国で推進されている共生型サービスの普及促進に対して、大きな障害となるものとする。事業の円滑な運営と共生型サービスの普及促進のため、制度改正にかかる国への働きかけや県における柔軟な対応をしていただくよう要望する。

### 4. 新たな複合型サービスについて

宅老所や共生型ケアは、個々や家庭支援のため、「通って、泊まって、自宅にもいって、長期で泊まることもできて、ケアマネジメント・ソーシャルワークする」多機能支援を実践してきた。

社会保障審議会 介護給付費分科会（第225回）	資料7
令和5年9月27日	

今回の新たな複合型サービスについて、私たちの実践の一部分を評価頂いたものであるが、通所と訪問がセットになっただけでは、在宅生活や地域生活は支えきれない。中途半端な組み合わせをサービスとつくるよりも、今後の地域のあり様や地域共生社会に対応した、制度横断的（介護保険・障害者総合支援法・保育・生活困窮者支援等）な基準緩和の複合型サービスとすべきである。

#### 5. 社会福祉連携推進法人について

社会福祉連携推進法人の必要性は一定理解しつつも、開設の要件に関して、ハードルが高すぎると考える。

現状の社会福祉法人が中心ではなく、NPO や社団等もメインになれるような連携推進法人の在り方が必要である。現状のままでは、結果、連携・協働することも、その輪に加わることもできず、維持継続ができない。同時に、NPO や社団からなる非営利法人からなる連携推進法人にこそ、税制上の優遇等の措置を検討すべきと考える。

#### 6. 人員配置基準について

ICT化やロボットの導入、生産性効率性をあげるという考えは、介護従事者のやりがいを奪い、離職につながる。ICT化やロボットの導入をしても、人員配置は減らさないでほしい。介護従事者の疲弊、虐待につながる。